

離婚の際に称していた氏を称する届の記入例

(戸籍法77条の2の届)

(離婚届と同時に届け出る場合)

届出する年月日を記入してください。

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

平成 年 月 日 届出

滋賀県東近江市 長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日				
第 号	第 号				
送付 平成 年 月 日	表印				
第 号					
世帯所在	戸籍記載	記載調査	財 産	住 民 票	通 知

変更前(婚姻中)の氏名を書きます。

(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)

(よみかた) こうの はなこ
氏 名
甲野 花子 昭和40年3月3日生

変更前(婚姻中)の本籍・筆頭者氏名を書きます。

住所 滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 番 号

(住民登録をしているところ)

(よみかた) おつかわ じろう
世帯主の氏名 乙川 二郎

(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)

本 籍 滋賀県東近江市八日市緑町10 番 番

筆頭者の氏名 甲野 太郎

(よみかた) 変更前の氏(婚姻中) 甲野 変更後の氏(離婚後) こうの 甲野

変更後(離婚後)の本籍をどこに定めるかを書きます。

離婚年月日 平成21年6月15日

離婚の際に称していた氏を称した後の本籍 滋賀県近江八幡市桜宮町236 番地 番 号

変更後(離婚後)の本人の氏名を書きます。

筆頭者の氏名 甲野 花子

協議離婚のときは届出日
裁判離婚のときは
・審判または判決の確定日
・調停または和解の成立日
・請求の認諾の日

捨印

甲野

その他

変更前(婚姻中)の本人の氏名を書きます。

届出人署名押印(変更前の氏名) 甲野 花子 甲野 印

提出期間は、離婚の日から3カ月以内に限られます。

また、家庭裁判所の許可も必要としません。

(3カ月を過ぎた場合は家庭裁判所の許可が必要です。)

* ただし、戸籍法77条の2の届出をされた方が元の氏に戻る場合は、家庭裁判所の許可が必要になります。

連絡先 電話 0748 (24) 1234
自宅 勤務先 [] 携帯

必ず連絡先の電話番号をご記入ください。

離婚届出でいったん婚姻前の氏に戻った方が、3ヶ月以内に77条の2の届を提出する場合

離婚届により、妻の氏は婚姻前の氏に戻っているので、変更後の氏の欄以外は婚姻前の氏を記入し、署名も婚姻前の氏で署名してください。